

長崎市上下水道局発注工事における余裕期間制度実施要領

上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における余裕期間を設定した工事の実施については、長崎市発注工事における余裕期間制度実施要領（令和3年長崎市告示第80号）の例による。

附 則

この要領は、令和 3年 7月19日から施行する。